

開催年月日 平成30年3月19日（月）

質問者 日本共産党 宮川 潤 委員

答弁者 少子高齢化対策監 佐藤 和彦

子ども未来推進局長 花岡 祐志

子ども子育て支援課長 永沼 郭紀

質問内容	答弁内容
<p>一 旧優生保護法に係る対応状況と保存資料のとりまとめについて</p> <p>(一) 強制手術の対象について</p> <p>私の質問中、現在では不適切と思われる表現が一部含まれることがありますけれども、当時の資料から引用して、そのまま用いる場合に限定したいと思っておりますので、委員長におかれましては、その旨ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>北海道において、手術の対象とされた病名・障がい名、それから、優生保護法において強制手術の対象をどう定めていたのか、まず明らかにしてください。</p> <p>(二) 手術を拒否した場合の対応について</p> <p>道において実際に手術をした方は、精神疾患あるいは障がいを持った方を対象としていたということはわかりますが、法律上でいうと、全盲症、あるいは遺伝性難聴を含む56ないし30疾患を強制手術の対象としていたということについては、改めて驚くべきことだと思いますが、こういった強制不妊手術ですけれども、本人が拒否した場合には、どういう対応をされたのか伺います。</p> <p>(三) 被害者からの抗議の受け止めについて</p> <p>記録はないということでもありますけれども、1949年10月24日厚生省公衆衛生局通知で「やむを得ない場合は、身体の拘束、麻薬の施用または欺罔（ぎもう）」、だますことですよね、ですから、縛り付けたり、薬を使ったり、だましてでも強制手術を行えと、こういう通知が出ていたということでもあります。</p> <p>行った手術も許されないことですから、その方法も人権を真っ向から否定するようなやり方だったと言わざるを得ません。</p> <p>強制手術をされた当事者は障がいを抱え、孤立をしていた人たちであります。もっとも声を上げにくい人たちだったとも言えると思っております。</p> <p>今まで、あるいは今でも、抗議の声も上げにくかったという事情について、どうお考えになりますか。そういう事情からも、「当時は適法だった」では済まされる問題ではないと思っておりますけれども、いかがですか。</p> <p>(答弁後)</p> <p>ただいまの答弁では、今日の障がいのある方々に対する政策の考え方とは異なるという答弁でありました。私は、この答弁に対しては、強い違和感を感じます。拘束して、麻薬も使って、だまして手術をして、子どもを産めない身体にする、これは政策で済まされないことだろうと思っております。そういう問題</p>	<p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>優生手術についてでございますが、対象となる疾患は、全て旧優生保護法に定めがあり、昭和23年の法の施行当初は56疾患を規定し、翌年30疾患に改正され、医師の申請により審査を要する優生手術の対象につきましては、精神分裂病などの遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性脊髄性運動失調症や全盲症、遺伝性難聴などの顕著な遺伝性身体疾患などと規定をされていたところでございます。</p> <p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>優生手術についてでございますが、今般実施をいたしました「道に保存されていた関係資料の調査」では、本人が手術を希望していない旨を記した文書もございましたが、その後どのように対応したかについては記録されていないところでございます。</p> <p>【子ども未来推進局長】</p> <p>道としての受け止めでもありますけれども、昭和23年に施行されたこの法律のもと、平成8年に母体保護法へ改正されるまでの間、本人の同意を必要としない規定の中で行われてきた優生手術は、今日の障がいのある方々に対する政策の考え方とは異なるものでありまして、大変重く受け止めているところであります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>だから、今、問題になっているのではないのでしょうか。そこを受け止めて頂きたいと思います。</p> <p>（四）北海道で優生手術がもっとも多かった理由について</p> <p>1956年、昭和31年に北海道衛生部と北海道優生保護審査会が共同で発行した「優生手術（強制）千件突破を顧みて」、そういう印刷物を発行されたそうです。私、今日はその写しをもらいましたが、この本の第1ページには、こういうふうに書かれています。「ナチスの優生政策における強力な断種法の制定などは大きな波紋を投じたものであり、特に産児制限運動に相関連し、優生問題は民族の質の低下、あるいは人種改良の必要手段」と記述されております。</p> <p>また、別のくだりに、「件数においては、全国総数の約五分之一を占めた府県に比し、群を抜き全国第一位の実績を収めている」と、北海道で強制手術が多かったということを誇っている記述もあります。</p> <p>さらに、この中に書かれていることをそのまま読みますけれども、「売春婦、チンピラ、やくざ、累犯者などの大多数が、精神病質あるいは精神薄弱によって占められている」など、人権感覚を疑うようなことが様々書かれています。北海道衛生部と北海道優生保護審査会の人権感覚が、優生手術の多さにつながったのではないかとも考えるものであります。</p> <p>道としては、北海道が優生手術がもっとも多かった理由は、どういうところにあるとお考えですか。伺います。</p>	<p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>優生手術についてでございますが、当時、国が優生保護政策を推進する中、道では、市町村や医療機関などの協力を得ながら取組を進めてきた結果と考えているところでございます。</p>
<p>再（四）北海道で優生手術がもっとも多かった理由について</p> <p>ただいまの答弁では、強制手術が道で特に多かったのは、市町村と医療機関の協力によるもので、道の姿勢については、今の答弁では一言も触れられておりませんでした。</p> <p>群を抜き、全国第一の実績として本まで作った道の姿勢について、自ら振り返る必要はないとお考えですか。</p>	<p>【子ども未来推進局長】</p> <p>調査についてでありますけれども、今般の保存文書の調査結果におきましては、当時の資料は少ないことが判明したところであり、道としては、国を挙げた実態把握が必要と考えているところでありまして、先般、国に対して、要請を行ったところであります。</p>
<p>再々（四）北海道で優生手術がもっとも多かった理由について</p> <p>実態把握について、国を挙げて行うということについては、私は、それはそれで結構だと思います。</p> <p>しかし、国を挙げて実態を把握したその結果について、道として評価すると、道としてその結果について考えるということも必要だと思いますけれども、それはいかがですか。</p>	<p>【子ども未来推進局長】</p> <p>先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今回の文書の調査結果において、資料が少なかったということを背景に、国に実態把握の必要性を要請したところであります。</p> <p>道としては、今般の調査により判明した通知文等に記載されています内容を把握し、今後、国によって実態調査が行われた場合に活用していきたいというふうに考えてございます。</p>
<p>（五）手術そのものに対する道の考え方について</p> <p>知事に対しても、この本会議で我が会派より質問させていただいたところですけれども、その本会議答弁では、「こうした手術が行われてきたことに対</p>	<p>【子ども未来推進局長】</p> <p>優生手術についてであります。旧優生保護法に基づき優生手術が行われてきたことは、障がいのある方々への差別となっていたものであり、障がいの</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>し、ご本人やご家族が辛い思いをされてきたことを重く受け止めている」というふうに答弁されています。</p> <p>「辛い思い」をしたことを重く受け止めるというのは、私、少し違和感を感じているところであり、手術が行われたことそのものに対して、どうかということ、どう捉えるのかということ、はっきりさせることがあると思うんです。</p> <p>手術はされたけれども、ご本人の意識がそれほどという場合は、辛い思いではないという方については受け止めないのかということ、そういうことにはならないでしょう。手術をされたこと、そのものについて、どう受け止めているのかうかがいたいと思います。</p> <p>(答弁後)</p> <p>今までは、手術については差別に繋がるという表現だったというふうに思いますけれども、手術そのものが差別となっていたものというふうに変ったというふうに受け止めたいと思います。</p> <p>(六) 「人権問題」というとらえ方について</p> <p>次に、やはり本会議で、「同意のない中で行われてきた不妊手術は、障がいのある方々への差別につながり、今日の価値観とは相入れない」と、こういう答弁がありました。</p> <p>私は、一般にいう価値観という言葉ですと、様々な広がりを持つというふうに思います。人権の問題というふうに捉えていますか。伺います。</p> <p>再 (六) 「人権問題」というとらえ方について</p> <p>答弁された人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指す現在の基本理念ということそのものは分からないわけでもないんですけれども、質問は、人権問題ととらえていますかということなので、明確に答えて頂きたいと思うんです。</p> <p>手足を縛って、場合によってですが、薬で眠らせて、だまして、子どもを産めないように手術をしたのですが、これが人権問題でないなら、人権とはなんなのだという事になると思います。人権問題だと捉えてないですか。改めて伺います。</p> <p>(答弁後)</p> <p>どうしても人権問題だというふうにはお答えにはなりたがらないのかと思いますけれども、ぜひその点については、深めて捉え直していただきたいというふうに申し上げたいと思います。</p> <p>(八) 故人となられている場合の対応について</p> <p>最初の報告で、手術を受けた方で特定できる方がいると、この度判明したということでありましたので、個人を特定できるのであれば、相談センターに本人から相談があった時に、具体的に立ち入った相談にも入っていただけるということになります。</p> <p>まず、本人ではなくて、親族から強制手術を受けたかどうかと問い合わせがあった時に答えるのかと</p>	<p>ある方もない方も個人として尊重される現在の理念や価値観とは相入れないものと認識をしており、ご本人やご家族の心情や様々な事情に配慮しながら向き合っていく必要があるものと考えております。</p> <p>【子ども未来推進局長】</p> <p>優生手術についてであります、本人の同意のない中で行われた優生手術は、障がいのある方々への差別となっていたものであり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす、現在の基本理念とは相入れないものと認識をしております。</p> <p>【子ども未来推進局長】</p> <p>優生手術についてであります、当時行われていた優生手術は、障がいのある方々の人格と個性を尊重する現在の基本理念とは相容れないものと認識をしております。</p> <p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>個人情報の取り扱いについてでございますが、ご本人に関する開示請求は、まず、ご本人が生存している場合に開示請求できる方は、道の個人情報保護条例において、ご本人及びご本人の法定代理人となっております。</p> <p>次に、ご本人が亡くなられている場合に開示請求できる方は、亡くなられている方から相続した財産</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ということについて、伺います。</p> <p>また、本人が生存中の場合には、プライバシーの問題から、答えないということになるのか、故人とされている場合については答えるのか、伺います。</p> <p>(答弁後) 協議中ということですから、ぜひ慎重に協議して頂きたいと思います。</p> <p>(九) 道からの強制手術の告知について</p> <p>次に、本人から問い合わせはないものの、強制手術を受けていることが判明した方について、手術を受けている旨を知らせるのかということについてであります。</p> <p>強制手術を受けた時に、子どもだった場合、何の手術か分からないでいる方もいるのではないかと考えられますし、優生保護法では「欺罔」つまり、うそをついて手術をしたということもあり得ますので、不妊手術とは自覚していないということも考えられるのであります。考え方によってですけども、本人が生存していらっしゃるけれども、問い合わせがない場合、道から強制手術をされていたことを知らせるといふこともありうるのか、伺います。</p> <p>(答弁後) 考え方の一つとしてですね、道の責任としてこういうことをしてしまったと、謝罪と併せて告知すべきという考え方もありうるのかも知れません。しかし、そのことで、どれだけ傷つくのか、受け止めきれないという方も多いはずであります。</p> <p>道の対応としては、慎重の上にも慎重な対応が求められます。様々な立場の方から意見を聞いて参考にするとすることも必要だと思えます。</p> <p>ハンセン病の元患者・家族の方々も、つらい思いと向き合って頑張っています。道職員の方々もつらいと思います。なによりも、当事者に寄り添った対応をお願いしたいと思います。</p> <p>(十) 憲法上の問題について</p> <p>憲法第13条「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。この憲法の条文に照らして、今回の問題についてどう考えるのか、伺います。</p> <p>(答弁後) 個人の価値観や権利が尊重されるようにということでありました。私は、強制手術はそれと正反対のことだったというふうに思いますし、生命、自由、幸福追求の権利を踏みにじる行為だと思います。道として、そういう立場で過去の行為を振り返って、被害者家族に対応されるように求めて、質問を終わります。</p>	<p>に関する情報を親族が請求する場合、ご本人が生前未成年であったり、成年後見を受けられた方で、その法定代理人が請求する場合などに限られているところでございますが、個人情報保護条例に基づく開示請求者がどの範囲まで可能か、関係部局と現在協議を行っているところでございます。</p> <p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>当事者への対応についてでございますが、旧優生保護法のもとで行われた優生手術に関しては、本人やご家族の心情やお考え、さらには当時の個々の事情など、お一人おひとり異なった状況にあるものと認識しております。</p> <p>このため、道といたしましては、相談センターにおいて相談をお受けしていることを幅広く周知しながら、当事者の方々のお気持ちに寄り添った対応を行ってまいりたいと考えてございます。</p> <p>【少子高齢化対策監】</p> <p>個人の尊重についてでございますが、道内でも優生手術が行われてきたことは、障がいのある方もない方も、個人として尊重される現在の理念とは異なるものであり、大変重く受け止めております。</p> <p>今後、こうした不幸がくり返されることなく、個人の価値観や権利が十分尊重されるよう、障がい者の権利を擁護いたしますとともに、本道の将来を担う子どもの未来づくりのための施策の推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>